

富山県バスケットボール協会 規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本協会は、富山県バスケットボール協会と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本協会の事務所は、理事長所在地に置く。

(目的)

第3条 本協会は、富山県におけるバスケットボール競技界を統括し、代表する団体としてバスケットボールの普及及び振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) バスケットボールに関する技術の調査研究
- (2) バスケットボールに関する富山県総合選手権大会及びその他の競技会の開催
- (3) 公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「日本協会」という。）及び公益財団法人富山県体育協会（以下「県体育協会」という。）に富山県におけるバスケットボール競技界を代表しての加盟
- (4) バスケットボールに関する講習会の開催及び指導者の養成
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 組 織

(組織)

第5条 本協会は、登録するチーム、諸団体、特別会員等によって組織する。

(登録)

第6条 チームの登録を希望する者は、別に定める加入手続により、加入の申込みをしなければならない。

2 前項の加入の諾否は、理事会において決定する。

3 前項の規定により承諾を得た者は、別に定める登録料を納めたときに、本協会の登録チームとなる。

(登録チームの権利)

第7条 登録チームは、次に掲げる権利を有する。

- (1) 本協会が主催する所定の競技会に参加すること。
- (2) 本協会が行う事業に参加すること。
- (3) 本協会より情報を受け、資料及び刊行物の配布を受けること。
- (4) 何時でも、本協会の規約及び評議員会の議事録並びに事業報告、収支決算書及び財産目録の閲覧を求めること。

(登録料及び特別会費)

第8条 登録チーム及び特別会員は、毎年所定の納期までに別に定める登録料及び特別会費を納めなければならない。

2 登録料及び特別会費の金並びにその払込み方法は、評議員会の議決を経て別に定める。

第3章 役 員

(役員)

第9条 本協会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事 長	1 名

副理事長 若干名
 理事 若干名
 監事 3名以内

(役員職務)

第10条 会長は、本協会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故又は欠員となったときは、あらかじめ会長の定める順位により、その職務を代行する。
- 3 理事長は、会長及び副会長を補佐して会務を掌握し、会長及び副会長に事故又は欠員となったときは、その職務を代行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故又は欠員となったときは、あらかじめ理事長の定める順位により、その職務を代行する。
- 5 理事は、会長の委任する特別な事項に関する会務を処理する。
- 6 監事は、本協会の業務及び経理を監査し、その監査の結果を評議員会に報告する。

(役員任免)

第11条 会長は、評議員会において、選任する。

- 2 副会長は、評議員会の同意を得て、会長が選任する。
- 3 理事長は、評議員会の同意を得て、会長が選任する。
- 4 副理事長は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 5 理事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 6 監事は、評議員会において、評議員のうちから選任する。
- 7 前各項の役員の選任に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て別に定める。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。

- 2 役員は、再任することができる。
- 3 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第13条 会長は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行にたえられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他の役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

第4章 評議員会及び理事会

第1節 評議員会

(評議員会及び評議員)

第14条 本協会に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
- 3 評議員の選任並びに解任に関する必要な事項は、評議員会の議決を経て別に定める。
- 4 評議員の推薦は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 日本協会等で各連盟等に分類した組織から、次表の右欄のとおり推薦された者

各連盟等の登録チーム数	評議員数
1チームから20チームまで	1名
21チームから40チームまで	2名
41チームから60チームまで	3名
61チームから80チームまで	4名
81チームから100チームまで	5名
101チームから120チームまで	6名
121チームから140チームまで	7名
141チーム以上	8名

- (2) 富山県の各市町村バスケットボール協会から、それぞれ1名の推薦された者
 - (3) 理事長から5名以内で推薦された者
- (評議員の任期)

第15条 評議員の任期は、2年とする。

- 2 評議員は、再任することができる。
- 3 補欠で選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員会の招集)

第16条 評議員会は、通常評議員会と臨時評議員会の2種とし、会長が招集する。

- 2 通常評議員会は、毎年4月とし、臨時評議員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(評議員会の決議事項)

第17条 評議員会は、本協会の最高議決機関として位置付け、次に掲げる事項の議決を経なければならぬ。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 評議員の選任及び解任
- (4) 登録料及び特別会費の金額
- (5) 会長及び監事の選任
- (6) 副会長、理事長、副理事長及び理事の選任の同意
- (7) 事業報告及び収支決算書等による決算関係書類の承認
- (8) 事業計画及び収支予算の決定

(評議員会の議長)

第18条 評議員会の議長は、会長をもってあてる。

- 2 会長に事故又は欠員となったときは、あらかじめ会長が定める順位により、副会長が議長となる。
- 3 会長及び副会長に事故又は欠員となったときは、出席者の互選によって議長を定める。

(評議員会の議事)

第19条 評議員会は、評議員の過半数(委任状を含む)の出席があれば、議事を開くことができる。

- 2 評議員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第2節 理事会

(理事会)

第20条 本協会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事及び監事をもって構成する。
- 3 会長は、必要があると認めるとき又は理事の5分の1以上の同意を得て請求があったときに理事会を招集しなければならない。
- 4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の決議事項)

第21条 次に掲げる事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 評議員会に提案すべき事項
- (2) 評議員会において委任を受けた事項
- (3) 評議員会に付議するいとまがない緊急なもの
- (4) 名誉会長、顧問及び参与の推薦
- (5) 委員会に関して必要な事項
- (6) 事務局に関して必要な事項

(準用規定)

第22条 第18条(評議員会の議長)及び第19条(評議員会の議事)の規定は、理事会において準用する。

第5章 部及び委員会

(部)

第23条 本協会は、その目的達成と円滑な事業執行を図るため次の部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 広報部
- (3) 競技部
- (4) 審判部
- (5) 強化部
- (6) 普及部

2 部に、部長1名、副部長若干名及び委員若干名を置く。

3 部長及び副部長は、理事長が理事会の同意を得て選任し、委員は部長が選任する。

4 会議の招集は、部長が行う。

(委員会)

第24条 本協会に、その目的達成に必要な重要事項の実施及び調査研究するために、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会に、委員長1名、副委員長若干名及び委員若干名を置く。

3 委員長、副委員長及び委員は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

4 会議の招集は、委員長が行う。

第6章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長)

第25条 本協会に、名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、本協会の目的達成について必要な重要事項について会長の諮問に応じる。

3 名誉会長は、本協会に特に功労のあった会長経験者のうちから理事会の推薦にて会長が委嘱する。

(顧問)

第26条 本協会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、本協会の目的達成について必要な重要事項について会長の諮問に応じる。

3 顧問は、本協会に特に功労のあった者のうちから理事会の推薦にて会長が委嘱する。

(参与)

第27条 本協会に、参与を置くことができる。

2 参与は、本協会の事業遂行に関する重要事項に参与する。

3 参与は、本協会に功労のあった者のうちから理事会の推薦にて会長が委嘱する。

第7章 事務局

(事務局)

第28条 本協会に、事務局を置くことができる。

2 事務局に、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

3 事務局長は、理事長の命を受け、職員と共に庶務を処理する。

4 事務局、事務局長及び職員に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第8章 会計

(事業年度)

第29条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(収入)

第30条 本協会の経費は、登録料、特別会費、寄付金、参加料、補助金その他収入をもってあてる。

(経理)

第 31 条 本協会の経理は、事務局が行う。

(特別会計の設置)

第 32 条 本協会は、理事会及び評議員会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

第 9 章 雑 則

第 33 条 この規約に規定するもののほか、必要な事項は、評議員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 10 年 3 月 19 日から施行する。

従前の規約は廃止する。

ただし、規約改正後の年度期間については、平成 10 年 3 月 1 日より平成 11 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 14 日から施行する。ただし、第 14 条の改正規定は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

◆規約改定経過◆

昭和 21 年 4 月 28 日	制定
昭和 40 年 3 月 27 日	一部改定
昭和 49 年 3 月 20 日	一部改定
昭和 54 年 2 月 25 日	全部改定
平成 10 年 3 月 18 日	全部改定
平成 25 年 4 月 14 日	一部改正